

## 伊勢市学校図書館活性化支援事業業務委託 プロポーザル参加仕様書

### 1 委託業務名

伊勢市学校図書館活性化支援事業業務委託（以下、「本業務」という。）

### 2 目的

本業務は、学校図書館ガイドライン（文部科学省）を踏まえ、市内公立小中学校における学校図書館の読書センター・学習センター・情報センターとしての機能を維持し、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童・生徒及び教職員による学校図書館の利用の一層の促進に資するために学校図書館員を配置し、学校図書館の活性化を支援することを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

### 4 業務内容

伊勢市学校図書館活性化支援事業業務委託仕様書のとおり

契約上限額（令和8年度～令和10年度合計）

282,480,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

### 5 プロポーザル日程

実施内容	実施期間又は期日
参加申込期限	令和7年6月23日（月）午後3時まで
参加資格通知	令和7年6月24日（火）まで
質疑受付期限	令和7年6月30日（月）正午まで
質疑に対する 回答期限	令和7年7月7日（月）午後5時まで
企画提案書 提出期限	令和7年7月14日（月）正午まで ※伊勢市教育委員会事務局 教育メディア課必着
プレゼンテーション 日時通知	令和7年7月16日（水）（予定）
プレゼンテーション	令和7年7月29日（火）（予定）
選定結果の通知	令和7年8月上旬（予定）

### 6 参加申込

「プロポーザル参加申請書（様式1）」を伊勢市資産経営部契約課へ電子メールにて提出すること。その際、ISO/IEC27001(ISMS)又はプライバシーマークのいずれかの

認証証明書等の写し及び「同種業務等の施行実績表（様式2）」を添付すること。

- ・参加申込期限：令和7年6月23日（月）午後3時まで
- ・メールアドレス：nyusatsu@city.ise.mie.jp
- ・メールの到着確認を伊勢市資産経営部契約課（0596-21-5525）まで電話にて行うこと

## 7 資料貸与

参加が承認された事業者に対し、市から下記資料を貸与する。なお、貸与された資料については、事業者は、本件の提案終了後又は辞退時に廃棄することとし、本件事業者選定期間中又は選定期間終了後を問わず、本業務の目的以外に使用してはならない。また、第三者に開示又は漏洩してはならない。

（提供資料）

- ・伊勢市情報活用能力指導計画（案）
- ・伊勢市学校図書館資料管理基準（案）
- ・伊勢市学校図書館分類基準（案）
- ・伊勢市学校図書館資料廃棄基準（案）

## 8 質疑応答等

### （1）質疑の方法

「質問書（様式3）」を電子メールにエクセル形式で添付し、伊勢市教育委員会事務局教育メディア課へ送付すること。来庁、電話等の上記質問方法によらない個別の質問には、回答しない。なお、質問事項の記入にあたっては、要領、仕様書等の該当箇所が分かるように記載すること

- ・質疑受付期限：令和7年6月30日（月）正午まで
- ・メールアドレス：kyo-media@city.ise.mie.jp
- ・メールの件名：【質問書】伊勢市学校図書館活性化支援事業業務委託（事業者名称）
- ・メールの到着確認を伊勢市教育委員会事務局教育メディア課（0596-63-5852）まで電話にて行うこと

### （2）質疑に対する回答

令和7年7月7日（月）午後5時までに、参加申込者全員に対し、全ての質疑の回答を順次電子メールにて通知する。なお、質疑者に対する個別の回答は行わない。

## 9 提出書類

「提出資料記載要領」に従って、下記書類を作成し、提出すること。

なお、企画提案は1事業者につき1提案とする。

- （1）企画提案書
- （2）実績事例報告書
- （3）提案見積書

## 10 提出書類における留意事項

- (1) 提出期限を過ぎたものは受け付けない。
- (2) 持参提出時には、身分を証明できるもの(社員証、運転免許証等)の提示を求める場合がある。
- (3) 提出後の追加、修正、差し替えは認めない。
- (4) 契約時までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。
- (5) 提出された書類は、原則として情報公開対象文書となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は、非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合は、該当箇所を明記すること。
- (6) 企画提案書に記載された提案内容の実施にかかる費用は、すべて見積価格に含まれていること。
- (7) 所定の様式に従っていないなど、提出書類に不備がある場合は、失格とする場合があるので十分留意すること。

## 11 企画提案書等提出方法等

- (1) 提出期限 令和7年7月14日(月)正午まで
- (2) 提出場所 伊勢市教育委員会事務局 教育メディア課
- (3) 提出方法 参加申込者が持参により提出すること。  
(それ以外の提出は認めない。)  
※開庁日の午前9時～午後5時(最終日は正午まで)であること。

## 12 参加辞退

プロポーザル参加申込書提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、選定評価結果通知までに文書で通知すること(任意様式)。なお、辞退の撤回はできないので注意すること。また、辞退した者については、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な扱いを受けるものではない。

## 13 審査・評価

### (1) 審査方法

伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において、企画提案書等の審査及び評価を行い、受託候補者を選定する。

### (2) 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、「伊勢市伊勢市学校図書館活性化支援事業業務委託プロポーザル選定要領」により審査及び評価を行う。

### (3) 評価結果

評価結果は、それぞれの参加者に通知する。なお、評価結果に対する異議・不服申し立てについては受理しない。

## 14 プレゼンテーション

- (1) 実施日時 令和7年7月29日(火)(予定)

- (2) 実施場所 別途通知
- (3) 実施時間 1 事業者につき 60 分以内  
(準備 5 分以内・説明 25 分以内・質疑応答 25 分程度・片付け 5 分以内)
- (4) その他の事項
  - ・プレゼンテーションは、プロポーザル参加申込を受領した順とする。
  - ・プレゼンテーションへの出席は、3 人以内とする。
  - ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書及び提案見積書に記載の内容に基づき行うこと。
  - ・パソコン及びプロジェクタ、インターネット等の必要な環境は、提案事業者が準備すること。ただし、スクリーン及び電源は本市で準備する。
  - ・企画提案書と異なる内容説明、追加資料の提示及び配布は認めない。
  - ・提案事業者が 1 者であっても、提案内容を評価採点し、基準を満たしていることを判断した場合にのみ受託候補者として選定する。
  - ・プレゼンテーションの際には、企業名が分からないようにすること。
  - ・参加申込者の事業に関する情報を公開することによって、権利・競争上の地位その他正当な利益を害することがあるため、本審査は非公開とする。

#### 15 失格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- (1) 本プロポーザルへの参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類の記載、企画提案に関して虚偽又は不正の記載・事実があった場合
- (3) 選定委員との不当な接触等、評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 他の提案事業者と応募提案内容又はその意思について相談を行った場合
- (5) 見積金額が契約上限額を超えている場合
- (6) プレゼンテーションに参加しない場合
- (7) その他、提案にあたり著しく信義に反する行為があると認められる場合

#### 16 契約に関する基本的事項

- (1) 原則として、提出された企画提案書及びプレゼンテーションでの提案内容・質疑応答における回答内容どおりに実施することとし、選定委員会からの指摘があった場合等、協議が必要な場合は、受託候補者と十分に協議を行い、内容について合意の上、仕様書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金は免除とする。

#### 17 その他

- (1) 応募者は、参加申請書の提出をもって本仕様書の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 本プロポーザルへの応募にかかる提出書類作成、旅費等、プロポーザルにかかる一切の費用等については、すべて提案事業者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書の内容は、提案事業者が責任を持って指定期間内に必ず履行できる内容とすること。

- (4) 提出された書類は返却しない。なお、提出された書類を提案事業者に無断で本件の目的以外には使用しない。
- (5) 受託候補者の選定をもって企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。
- (6) 受託候補者は、企画・提案内容の仕様書への反映等について本市と協議を行い、項目の追加・変更及び削除を行ったうえで、本契約の仕様に反映し、再度見積りを行うものとする。
- (7) 本プロポーザル参加者は、知り得た本市の情報等について、情報セキュリティの秘密保持に留意し、いかなる場合においても漏らしてはならない。
- (8) 本業務を履行するにあたっては、個人情報の保護に関する法律、伊勢市契約規則をはじめとする関係法令、規則を熟知したうえで遵守すること。
- (9) 契約締結までの間に受託候補者が本市から指名停止の措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合、本市は一切の損害賠償責任を負わない。
- (10) 「15 失格事項」に該当する場合や、提案内容を実現できない、実現不能な提案を行った等の事由により、受託候補者との協議が不調となったと本市が判断した場合は、受託候補者との交渉を終了し、次順位の者と協議を行う。
- (11) 受託候補者が正当な理由なく協議又は契約を辞退する場合は、伊勢市建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づいて資格(指名)停止等の措置を行うことがある。提案内容と仕様書等の齟齬がないよう十分留意し、本市との契約協議又は契約に臨むこと。
- (12) 本市から提示する各種資料については、今回の案件以外に使用することを禁止する。

## 18 担当課

〒519-0592 三重県伊勢市小俣町元町 540

伊勢市教育委員会事務局 教育メディア課 読書推進係

TEL 0596-63-5852 FAX 0596-23-8641

E-mail kyo-media@city.ise.mie.jp